

事務連絡
令和3年5月27日

各都道府県・指定都市教育委員会施設主管課
各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各都道府県私立学校主管課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定
を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各国公立大学法人担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課
文部科学大臣所轄学校法人担当課
大学を設置する各学校設置会社担当課
大学又は高等専門学校を設置する
公立大学法人を設立する各地方公共団体担当課
各都道府県・指定都市文化財行政主管課
各都道府県宗教法人事務主管課
文部科学大臣所轄宗教法人の長
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省大臣官房政策課
文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課
文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
文部科学省高等教育局高等教育企画課
文化庁政策課

クビアカツヤカミキリ (*Aromia bungii*) に関する注意喚起について (依頼)

標記については、環境省より別紙のとおり、「クビアカツヤカミキリ」という特定外来生物が学校等でサクラ等のバラ科の樹木を主に食害して枯らしてしまう例が見られ、枯死、落枝、倒木等による人的被害の発生等が懸念されているため、注意喚起の連絡がありました。

なお、本件については、環境省より各都道府県自然環境担当部局に対し、多様な主体と連携して防除を推進するよう依頼がされていることを申し添えます。

このため、各都道府県教育委員会施設主管課及び学校安全主管課においては域内の市町村教育委員会及び所管の学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同じ。）に対し、各指定都市教育委員会施設主管課及び学校安全主管課においては所管の学校に対し、各都道府県私立学校主管課においては所管の私立学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課においては所轄の学校に対し、各国公立大学法人担当課におかれてはその設置する大学に対し、独立行政法人国立高等専門学校機構担当課におかれてはその設置する高等専門学校に対し、大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課及び文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれてはその設置する大学等に対し、大学を設置する各学校設置会社担当課におかれてはその設置する大学に対し、各都道府県・指定都市文化財行政主管課におかれては市区町村の文化財主管課その他の関係機関に対し、各都道府県宗教法人事務主管課におかれては所轄の宗教法人に対し、厚生労働省医政局医療経営支援課及び厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課におかれては所管の専修学校に対し、本件について周知いただくようお願いいたします。

【本件お問い合わせ先】

（学校等における対応について）

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室 学校安全係 電話番号：03-6734-2966（直通）

（宗教法人施設、文化財等における対応について）

文化庁政策課 電話番号：03-6734-2809（直通）

事務連絡
令和3年5月20日

文部科学省大臣官房政策課
文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課
文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課 御中
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
文部科学省高等教育局高等教育企画課
文化庁政策課

環境省自然環境局野生生物課
外来生物対策室

クビアカツヤカミキリ (*Aromia bungii*) に関する情報提供及び
注意喚起等の依頼について

平素より野生生物行政に御協力を頂き御礼申し上げます。

環境省では、別添写しのとおり、都道府県の自然環境担当部局長宛てに、当該虫に関して通知しております。貴省におかれましても、関連部局や都道府県の教育委員会等への注意喚起等にご協力をお願い致したく、ご連絡します。

—担当—

環境省自然環境局野生生物課
外来生物対策室 関 貴史
tel : 03-5521-8344 (直通)
fax : 03-3581-7090

環自野発第 2105124 号

令和 3 年 5 月 12 日

各都道府県 自然環境担当部局長 殿

環境省自然環境局野生生物課長

(公 印 省 略)

クビアカツヤカミキリ (*Aromia bungii*) に関する
情報提供及び注意喚起の依頼について

平素より野生生物行政に御協力を頂き御礼申し上げます。

さて、平成 24 年に愛知県において我が国で初めて樹木への被害が確認されたクビアカツヤカミキリは、外来生物法に基づく特定外来生物に指定されており、サクラ等のバラ科を中心とした多種の樹木を加害することが知られています。このため被害発生地においては環境省の生物多様性保全推進支援事業や農林水産省の重要病害虫等早期防除対策事業を活用いただきながら、調査及び防除が実施されているところです。

現在までに 11 都府県（栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、東京都、愛知県、和歌山県、奈良県、三重県、大阪府及び徳島県）において、公園、街路樹、学校、園地等において当該虫の侵入が確認されており、生息範囲、発生被害ともに徐々に拡大傾向にあります。

当該虫による公園、街路樹、果樹園、学校等のサクラやモモ、ウメなどへの加害が進むことで、枯死、落枝、倒木等による人的被害や農業被害、自然景観や生態系への影響が懸念されます。

当該虫の防除に当たっては、早期発見、早期駆除の徹底が蔓延を防ぐ効果的な手法となりますが、一方で、対策が講じられない地域や施設があると、周囲にある対策を講じている地域にも被害が及ぶため、物理的にも組織的にも一体的な対応が不可欠であり、官民による多様な主体の連携強化が重要となっています。

このため、環境省は、これまでも農林水産省と連携し、当該虫の発生状況や防除に係る情報共有、防除技術の開発・普及等を行うとともに、環境省の各地方環境事務所が主催する外来種担当者連絡会議において関係機関と情報共有等を図っているところです。貴管下におかれましても多様な主体が連携し、一体となって防除を推進していただけますよう、以下についてご協力をお願い致します。

なお、文部科学省、農林水産省、国土交通省に対し、各都道府県の関係部局にクビアカツヤカミキリに関する情報提供及び注意喚起の依頼をしておりますので、申し添えます。

記

- 1 貴都道府県内の関係部局間で当該虫に関する情報共有を十分に行うとともに、関係部局間や地域関係者と連携した防除体制を関係部局とともに整備すること。
- 2 貴都道府県内の市町村の関係部局に対して、各都道府県の関係部局と連携して、当該虫の侵入に関する情報提供を行うとともに、当該虫の侵入又はそれが疑われる状況が確認された場合は、調査を実施し、まん延防止のため、成虫の捕殺等の適切な防除を実施するよう指導すること。
- 3 当該虫の新たな地域への侵入に関する情報収集に努めるとともに、市町村単位での新たな侵入に関する情報が得られた場合は、速やかに最寄りの地方環境事務所または自然環境事務所と共有すること。併せて、市町村の関係部局に対して、同様の情報収集に努めて当該情報が得られた場合には連絡するよう指導するとともに、市町村から寄せられた情報については最寄りの地方環境事務所または自然環境事務所と共有すること。

(参考) クビアカツヤカミキリの防除方法について、既に侵入が確認されている栃木県、大阪府、埼玉県、古河市においては以下の防除対策マニュアル等が策定されております。

- ・ 栃木県「クビアカツヤカミキリ防除対策マニュアル」

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/g04/kannkyou/kubiakatsuyakamikiri.html>

- ・ 大阪府立環境農林水産総合研究所「クビアカツヤカミキリ防除対策の手引書」

<http://www.pref.osaka.lg.jp/midori/seibututayousei/kubiaka.html>

- ・ 埼玉県環境科学国際センター「サクラの外来害虫“クビアカツヤカミキリ”被害防止の手引」

<https://www.pref.saitama.lg.jp/cess/center/kubiaka.html>

- ・ 古河市「クビアカツヤカミキリ防除マニュアル」

<https://www.city.ibaraki-koga.lg.jp/material/files/group/21/kubiakabouzyo.pdf>

等